

# 私立幼稚園に係る認可申請及び届出等の事務手続要領

( 昭和57年2月10日決 定 )  
 昭和63年9月1日一部改正  
 平成12年3月31日一部改正  
 平成22年4月1日一部改正  
 平成26年4月16日一部改正

第1条 この要領は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）、私立学校法施行規則（昭和25年文部省令第12号）、私立学校法施行細則（昭和36年北海道規則第10号）、私立学校等に係る学校教育法の施行に関する細則（昭和36年北海道規則第11号）等に基づく私立幼稚園に係る認可申請及び届出等の事務手続について、具体的な取扱方法を定めるものとする。

第2条 私立幼稚園に係る認可の申請をしようとする者は、認可申請書に必要な書類を添付し、認可の区分に応じ、それぞれ次表に定める期限までに知事に提出するものとする。

認 可 の 区 分		提 出 の 期 限	
幼稚園に関するもの	幼稚園の設置認可	開設しようとする年度の前年度の9月30日	
	幼稚園の設置者の変更認可	変更しようとする年度の前年度の9月30日 ただし、死亡による場合はこの限りでないこと	
	幼稚園の収容定員に係る園則の変更認可	変更しようとする年度の前年度の9月30日	
	幼稚園の廃止認可	廃止しようとする年度の前年度の9月30日 ただし、死亡による場合はこの限りでないこと	
学校法人に関するもの	寄附行為の認可	設立しようとする年度の前年度の9月30日	
	寄附行為の変更認可	幼稚園を設置する場合	開設しようとする年度の前年度の9月30日
		幼稚園を廃止する場合	廃止しようとする年度の前年度の9月30日
		収益事業を開始する場合	開始しようとする1か月前
		収益事業を廃止する場合	廃止しようとする1か月前
		上記以外の場合	変更しようとする1か月前
	合併の認可	合併しようとする1か月前	
	組織変更の認可	変更しようとする1か月前	
	解散の認可（又は認定）	解散しようとする1か月前	

2 前項の申請のうち、次に掲げるものは関係の総合振興局長又は振興局長（以下「総合振興局長等」という。）を経由して行うものとする。

- ・ 幼稚園に関するもの
- ・ 学校法人に関するもののうち、幼稚園の設置又は廃止に係る寄附行為の認可若しくは変更認可

第3条 私立幼稚園の設置者は、幼稚園の管理運営に関し、次表に掲げる届出等の事由があるときは、届出書等に必要な書類を添付し、速やかに知事に提出するものとする。

届出等の区分		届出等の事由
幼稚園に関するもの	目的変更の届出	幼稚園の目的を変更しようとするとき
	名称変更の届出	幼稚園の名称を変更しようとするとき
	位置変更の届出	幼稚園の位置を変更しようとするとき
	園則（収容定員に係るものを除く。）変更の届出	幼稚園の園則（収容定員に係るものを除く。）を変更しようとするとき
	経費の見積り及び維持方法変更の届出	幼稚園の経費の見積り及び維持方法を変更しようとするとき
	園地園舎等変更の届出	幼稚園の園地、園舎、運動場その他直接教育の用に供する土地建物に関する権利を取得し、若しくは処分しようとするとき又は用途の変更、改築等によりこれらの現状に重要な変更を加えようとするとき
	園長変更の届出	幼稚園の園長を変更したとき
	授業停止の届出	幼稚園の授業を1か月以上停止しようとするとき
	臨時休業の報告	非常変災その他急迫の事情があり、臨時に幼稚園の授業を休業したとき、別途通知に基づき報告すること
	被害状況の報告	火災、洪水、暴風、豪雨、地震その他の原因により幼稚園の園地園舎等及び園児、教職員に被害が生じたとき
	私立幼稚園の概況報告	毎年度5月1日現在における園児数、教職員組織施設の状況等について、別途通知に基づき報告すること
学校法人に関するもの	設立財産の移転完了報告	学校法人の設立認可を得、設立財産目録記載の財産を設立代表者から学校法人に移転完了したとき
	諸登記完了の届出	組合等登記令に基づき諸登記を完了したとき
	役員変更の届出	学校法人の理事長（職務代理者を含む）、理事及び監事に変更（重任の場合を含む）があったとき
	役員職務執行処分に関する届出	学校法人の役員職務執行に関し、裁判所の仮処分があったとき
	財務計算書類の届出	毎年度、財務計算書類を作成し、別途通知に基づき届出ること
	特別代理人選任の願出	学校法人と理事との間に利益相反事項があり、特別代理人を選任しようとするとき
	仮理事選任の願出	理事が欠員となり、仮理事を選任しようとするとき
	登録免許税免除の証明願出	幼稚園の園地園舎等の権利を取得し、所有権の取得登記に際し、登録免許税の免除措置を受けようとするとき
	特定公益増進法人の証明願出	寄附金の募集収納に当たり、寄附者に所得税の寄附金控除等の措置を講じようとするとき
	解散の届出	学校法人を解散したとき
	清算人就職の届出	学校法人解散後、清算中に清算人が就職したとき
	清算結了の届出	学校法人解散後、清算を結了したとき

2 知事は、前項の届出等があった場合、私立幼稚園の教育条件の維持向上を図るとともに経営の健全性を高めるため、必要に応じ指導及び助言を行うものとする。

3 知事は、第1項の届出等のうち、次に掲げる届出を受理した場合には、当該設置者に対し、受理した旨の通知を行うものとする。

- ・ 目的変更の届出

- ・ 名称変更の届出
- ・ 位置変更の届出
- ・ 園則（収容定員に係るものを除く。）変更の届出
- ・ 経費の見積り及び維持方法変更の届出
- ・ 園地園舎等変更の届出

第4条 私立幼稚園を設置しようとする者（以下「設置予定者」という。）は、第2条に規定する設置認可の申請に先だって当該設置の計画を、開設しようとする年度の前々年度の9月30日までに知事に届出するものとする。

2 前項の届出は、別紙様式1により関係の総合振興局長等を経由して行うものとする。

3 知事は、第1項の届出があった場合、関係の市町村長の意見を参考とするほか、必要と認める場合には北海道私立学校審議会に諮り、当該設置の計画の可否を開設しようとする年度の前年度の6月30日までに設置予定者並びに関係の総合振興局長等に通知するものとする。

第5条 設置予定者は、前条第3項の規定により設置の計画が可と通知された場合であっても、幼稚園の設置が認可されたもの又は認可されるべきものと解釈してはならない。

2 幼稚園の園舎及び運動場の整備は、前条第3項の規定により設置の計画が可と通知された後において着手するものとする。

第6条 第4条から前条までの規定は、幼稚園の収容定員の増加に係る園則の変更について準用するものとする。（ただし、増改築を伴わない場合を除く）

第7条 第2条の認可申請書並びに第3条の届出書等の様式及び必要な添付書類については、当分の間、別に定めるところによる。

## 附 則

この要領は、昭和57年2月10日から実施する。ただし、昭和58年度において幼稚園を開設しようとする場合又は幼稚園の収容定員の増加に係る園則を変更しようとする場合については、第4条の規定中、次表の左欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

開設しようとする年度の前々年度の1月31日まで	昭和57年3月31日まで
開設しようとする年度の前々年度の3月31日まで	昭和57年5月31日まで
開設しようとする年度の前年度の5月31日まで	昭和57年6月30日まで

## 附 則

この要領は、昭和63年9月1日から実施し、昭和63年度以降の届出に係るものから適用する。  
（市町村意見書の様式改正）

附 則

この要領は、平成12年4月1日から実施し、平成12年度以降の届出に係るものから適用する。  
(事務手続の改正)

附 則

この要領は、平成22年4月1日から実施し、平成22年度以降の届出に係るものから適用する。  
(事務手続の改正)

附 則

この要領は、平成26年4月16日から実施し、平成26年度以降の届出等に係るものから適用する。  
(事務手続の改正)